令和８年 10 月

検体検査実施料新規収載のお知らせ

謹啓　時下ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。

平素は格別のご愛顧を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、令和８年９月 30 日付「保医発 0930 第２号」厚生労働省保険局医療課長通知により、下記の項目につき検体検査実施料が令和８年 10 月１日より適用されましたので、ご案内申し上げます。

敬白

記

保医発 0930 第２号（R8.10.1）　　―令和８年１０月１日より適用―

項　　目　　名	実　施　料 （区　分）	判　断　料	備　　考
ＣＸＣＬ１０（髄液）	**１，９２３点** D004-「14+15」	尿・糞便等検査 ３４点	注 1） 検討中
抗酸菌核酸多項目同時検出 （計２８項目以上）	**９６３点** D023-25（ロ）	微生物学的検査 １５０点	注 2） 検討中

注1）ＣＸＣＬ10（髄液）は、ＨＴＬＶ－１関連脊髄症の疾患活動性評価の目的で、以下のア又はイのいずれかに該当する患者においてＥＬＩＳＡ法により測定した場合に、原則として１年に１回に限り、本区分の「14」リン酸化タウ蛋白の所定点数と「15」アミロイド β42/40 比の所定点数を合算した点数を準用して算定する。ただし、治療内容を変更した場合等、医学的必要性がある場合には、１年に１回に限り更に算定できる。なお、いずれの場合も、算定に当たっては以下のア又はイのいずれの対象患者に該当するか及び医学的必要性について診療報酬明細書の摘要欄に記載すること。

ア　新たにＨＴＬＶ－１関連脊髄症と診断された患者

イ　既にＨＴＬＶ－１関連脊髄症と診断されている患者のうち、疾患活動性が「高」又は「中」と評価された患者

注2）喀痰又は培養菌中のＤＮＡ検出を目的として、PCR-rSSO法により抗酸菌核酸多項目同時検出（計28項目以上）を実施した場合に、一連の治療につき１回に限り、本区分の「25」の「ロ」SARS-CoV-2核酸検出を含まないものの所定点数を準用して算定する。

ア　以下の（イ）又は（ロ）のいずれかに該当する患者において実施した場合に限り算定できる。なお、算定に当たっては対象患者及び医学的必要性について診療報酬明細書の摘要欄に記載すること。

（イ）BCG膀胱内注入療法後であって、発熱等の症状があり結核菌とBCG株の鑑別が必要な患者

（ロ）肺結核及び肺非結核性抗酸菌症のいずれもが疑われる患者

イ　以下の施設基準を満たした保険医療機関で実施した場合に限り算定できる。感染症に係る診療を専ら担当する常勤の医師（専ら感染症に係る診療の経験を５年以上有するものに限る。）が１名以上又は臨床検査を専ら担当する常勤の医師（専ら臨床検査を担当した経験を５年以上有するものに限る。）が１名以上配置されていること。なお、臨床検査を専ら担当する医師とは、勤務時間の大部分において検体検査結果の判断の補助を行うとともに、検体検査全般の管理・運営並びに院内検査に用いる検査機器及び試薬の管理についても携わる者をいう。

以上

＊ 収載項目についての詳細は担当営業部員または下記へお問合せ下さい。

総合インフォメーション：029-837-2721（代）

2026－B－004

株式会社 江東微生物研究所